平成２２年（フ）第３５２号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番２―501号
債務者　壹橋　美紀（旧姓杉野）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５７号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡675番地の11
債務者　木下　礼子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
佐賀県佐賀市川副町大字西古賀1530番地４
債務者　山口　隆利
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
佐賀県鳥栖市今泉町2391番地１　カントリーハイツ１―102
債務者　梶原　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動807番地２
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目１番８号
債務者　岩永　博之
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1582番地３
債務者　西岡美千子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４１号
愛知県東海市中央町７丁目84番地　メゾン・ド・シャトレーヌ105号
債務者　坂井　　学
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４２６号
愛知県小牧市中央６丁目52番地　コーポロアール103号
債務者　加藤　典生
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４４号
兵庫県三田市上井沢181番地サンベックス202、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬166番地の138
債務者　前川　達也
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４７号
神戸市中央区日暮通３丁目３番２号、住民票上の住所神戸市中央区南本町通６丁目３番17―406号
債務者　徳井　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５４号
神戸市中央区上筒井通３丁目１番23号　王子パレス202号
債務者　岡部　　**隆**
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９２号
神戸市兵庫区下三条町１番９号ガーデンあじさい２－Ａ
債務者　中川　昌昭
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０７号
神戸市東灘区田中町４丁目９番11号
債務者　葛西　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１号
兵庫県揖保郡太子町馬場289番地１
債務者　笘本　武男
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第５２号
兵庫県宍粟市一宮町安積541番地１
債務者　伊達　純子（旧姓梶谷）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県たつの市神岡町筒井262番地
債務者　阪本　久美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第５６号
兵庫県揖保郡太子町東保396番地７
債務者　松木　千春
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所龍野支部